

## 開 議

○佐々木榮七委員長 おはようございます。

これより決算特別委員会を開きます。

本日の会議に欠席の通告委員は、8番、鳥谷政一委員、15番、鈴木小市委員の2名であります。

よって、ただいまの出席委員は定足数に達しております。

なお、佐藤 仁議会議務局長が欠席のため児玉行宏補佐が代行しておりますので、ご報告をいたします。

### 認第1号 平成17年度長井市歳入歳出決算認定についての質疑

○佐々木榮七委員長 それでは、きのうに引き続き、認第1号の一般会計の歳出、5款労働費、6款農林水産業費についての質疑から再開いたします。ご質疑ございませんか。

11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 92ページ、6款1項3目農政費、14節使用料及び賃借料で構造改革特区農地賃借料120万1,160円について農林課長に伺います。この農地賃借料というのは五十川の土地を利用した賃借料というふうになってるわけですがけれども、この賃貸契約を締結した以降の状況についてお聞かせをいただきたいと思えます。具体的にどういった事業が展開をされているのか、それから当初計画どおりの展開になっているか、それから3つは、2年を経過するわけですがけれども、現状はどうなっているのか、お聞かせいただきたい。

○佐々木榮七委員長 梅津和士農林課長。

○梅津和士農林課長 高橋委員のご質問にお答えしたいと思います。

構造改革特区につきましては、ニュー彩エンという有限会社があそこに参入しているわけですが、今ご質問のまず1点の事業ですが、当初平成16年に議員の皆さんに資料をもってご説明したとおりイチゴの栽培を主に展開をしているところでございます。昨年、17年につきましては、イチゴの栽培必ずしも順調だったということではないようでございます。

当初計画からの変更点があるかというふうなことでございますけれども、16年の審査の時点では大規模なハウスが3棟というふうな計画でしたけれども、それで議員の皆さんにお知らせしたと思います。ご案内のように、現地では大規模ハウスについては1棟、これは補助メニューでございまして、それから小さいハウスにつきましては、当初10棟の予定だったと思えますけれども、20棟ほどに、正確な数字はちょっと、18か20だったと思えますけれども、そのように今当初計画からちょっと変わっております。ことしもイチゴには変わりございません。

その他のアスパラとか若干露地で植えているわけですが、生産量、出荷量などにつきましては当初お示したような計画で必ずしも達成できていないのかなという状況でございますが、経営的にどうだというふうなことは聞いておりませんし、実績報告書も出していただいております。以上でございます。

○佐々木榮七委員長 11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 当初計画からは建物の件でそれは変わったということは了解しました。

私あそこ通るときあるんですけども、私のイメージでは、これはレインボー改革特区の一つだというふうに思ってるわけですが、ハウスを使いながら、その中で有機的な肥料を使ってこのイチゴを栽培をする、主に、という理解で

すが、大きいハウスは水耕栽培でないですか。土使ってやってるんですか、この栽培は。私ちょっと違うのではないかとこのふうに見てきてるんです。レインボー改革特区ということになれば、ちょっと実際やってることが違うみたいな私はイメージ受けるんですけれども、そこはどうかなるのでしょうかね。

○佐々木榮七委員長 梅津和土農林課長。

○梅津和土農林課長 その件に関しましては、確かに地面ではないのですが、上の方に上げてはいます。上げていますけれども、まるっきり水耕ではございません。肥料をやりまして、肥料に関しては当初の計画どおりにレインボーの肥料も一緒にやりまして栽培をしております。

なお、今、委員ご指摘のように、確かに純然たる耕作土というふうなことではないのですが、大きいやつについては。小さいやつについては露地、地面でやっているというのが状況でございます。

+ ○佐々木榮七委員長 11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 イメージとしてなかなかわからないというか、水耕栽培的な有機栽培というふうに言われても、私どもの理解では、もちろんレインボープラン、コンポスト、それからあそこで主流というふうになったのは主にヨークベニマルの残滓を使った肥料ですね、それを中心に入れるのだと、場合によっては化学堆肥もということだった。それは土だと思ってた。でもそういうふうになりますと、このレインボー特区、レインボーの考え方というところから変わっていつているというふうに理解できるわけですが、私は感じるわけですけども、そこはどう整理したらよいのでしょうかね。

○佐々木榮七委員長 梅津和土農林課長。

○梅津和土農林課長 お答え申し上げます。

当初からレインボープラン特区というのは、地域内循環型の農作物を育てて地域に供給するのだというふうな計画でスタートしたわけです

ので、今、委員がおっしゃられるように地域の残渣、地域で育てて、それを域外出荷も当然しておりますけれども、計画どおりに、当初計画25%だったと思います、たしか地域内の供給が、その線に沿って、域外出荷もしてますけれども、地域にも卸しているというそういう循環で今行っております。私は、当初からそういうイメージどおりなのかなというふうには思っております。以上です。

○佐々木榮七委員長 11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 わかりましたけれども、17年度の報告書、毎年報告書出ることになってますが、いただきたいと思しますので、よろしくをお願いします。

○佐々木榮七委員長 ほかに。

13番、小関勝助委員。

○13番 小関勝助委員 同じページ、19節、農林課長にお聞きしたいんですが、キュウリ出荷前残留農薬分析支援事業補助金25万3,802円、これ上がってますが、これについてちょっと具体的な説明をお願いしたいんですが。

○佐々木榮七委員長 梅津和土農林課長。

○梅津和土農林課長 ただいま小関委員の方から質問がありました件についてお答えいたしたいと思えます。

92ページのキュウリ出荷前残留性農薬分析支援事業でございますが、16年度についてキュウリを含む農作物19品目について県からのこの出荷前の残留農薬の分析支援事業がございました。

17年度につきましてはキュウリだけというふうなことになりましたので、具体的にキュウリという名前を使わせていただきましたが、県からの支援はないわけでございますけれども、農薬の出荷前の分析につきましてはJ Aを中心とした農業団体が分析を行いまして、安全で安心な生産物の出荷に努めているところでございます。以上でございます。

○佐々木榮七委員長 13番、小関勝助委員。

○13番 小関勝助委員 ありがとうございます。実は農林課長もご案内のように、今残留農薬非常に厳しくなっておりまして、これ法律施行されています。いわゆるポジティブリストですか。それで今、農薬散布、いろいろな工夫されて、農家の方も、今答弁されたように安心・安全、これ一番大事なわけですけれども、実は過日の新聞報道でもあったように養蜂家の皆さん、大量死、死んでいます。これも今後を考えますと消費者の皆さんは非常に関心お持ちのようです。

今ポジティブリストについては、これは罰則はありませんけれども、これが残留農薬がわかりますと全部回収されます。これロット全部ですから、これ大きな問題になります。これについても県なり国も対応を今しているわけですが、まだはっきりした対応が見えてこない。そして今あったように、行政の方では何か後退しているような感じもするわけですが、今後行政としてどのような対応をなされているのか。農薬散布で今ラジヘリなども使っているわけですが、特に当然農家の皆さんが組織をつくられてしていますが、やっぱりカメムシの被害なども拡大しています。そういうジレンマの中で農家の人も今後の対応をどうなのかなと不安視している向きもありますので、やはりその辺は行政としてきちとした対応をしていかないと、これ大変な問題に発生する可能性秘めていますので、その辺今、今後に向けての情報がありましたら教えていただきたいと思います。

○佐々木榮七委員長 梅津和士農林課長。

○梅津和士農林課長 ただいまのご質問にお答えします。

ポジティブリスト制につきましては、ことしの5月29日から正式に施行されたわけでございます。小関委員ご案内のように、残留農薬の分析、残留農薬が残ったというふうに判断されれば、すべて出荷停止という非常に大きな問題で

して、農薬の残留基準が決まっている農産物については、それに基づいた出荷をするわけでございますけれども、決まっていない農産物につきましては一律0.01ppmという非常に高いハードルが課せられているわけでございます。

行政といたしましても、まず周りの農作物と混在して植栽してあるところなどを中心に飛散防止、今先ほどラジヘリとの関係がありましたけれども、それを中心に農家の方のみならず市民の方に市報などを通じまして啓発をしているところでございます。

ただ、始まったばかりというのはちょっと語弊がありますけれども、ことしの結果がまだ正式に報告されておきませんので、それを見ながら今後どうあるべきかというところについては農林課の中のみならずJAや農家の皆さん、それからこれにつきましては市民農園などの皆さんにも非常に影響があることでございますので、市民全員の関心が非常に高いものだというふうに理解しておりますので、その辺につきましてどのような支援策があるのかどうかも含めましてこちらで話し合いを続けていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○佐々木榮七委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木榮七委員長 ほかに質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、7款商工費、8款土木費について質疑を行います。101ページから113ページまでであります。ご質疑ございませんか。

17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 102ページ、商工観光課長にお尋ねいたします。地場産業振興センターに今回全部で1億2,863万7,000円というふうに成果報告書の中で書いてありますが、いわゆる市で借りていた分の高度化資金の方が終わって、もうちょっと低くなるのかなと思ったところが貸付金が6,600万円ほど入ったんで、こう

いうふうにならなくなったんだと思いますね。そこはそれとして、その成果報告書の、18年度から貸出業務の事務一元化を実施する、こういうふうになっておりますね。前年度ちょうど商工観光課長、そっちの方にて多分段取りしたんでしょうから、私は貸付業務を一元化されたように記憶してたんですが、何か障害あってできなかったんですか、そこはどうですか。

○佐々木榮七委員長 齋藤理喜夫商工観光課長。

○齋藤理喜夫商工観光課長 ご指摘のタスの貸出業務の一元化でございますが、例えばそれまでは基本的には契約関係上、日常の勤務時間内につきましては2階、3階の部屋、会議室は地場産センターの方で受けておりました、土日あるいは夜間の部分につきましてはホテルの方で受けるというふうな形にしておりました。ある意味では両方で受けられるような形になっておったんですが、その際には、例えば地場産センターで受けますと、その部分をホテルの方に連絡をしてやる。ホテルの方で受けた部分につきましては、地場産センターの方に連絡をもらうというふうな、台帳をそれぞれ持ちまして、それぞれの連絡をとり合っているという状況になっておりました。この18年の4月からそれをホテルさんの方に一元化するというふうなことで、そのお互いの情報のやりとりの部分の事務を削減したというふうなことでございます。それで全体として部屋の効率的な使用、活用を図るというふうなことで事務的な労力を一本化することによって削減するというふうな目的を持ってやっているものでございます。

○佐々木榮七委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 そこはわかりました。

もう一つ、重要なこと書いてあるのは、物産館の売り上げが減少しているというふうになってますね。私は、ここの部分というのはいろんな努力をしてるんだと思いますが、要するに欲しいものの現物が置いてないというのがあります。

すね。行ってこういうものが欲しいといえ、言って、それからまた足運ばなきゃいけないというのがあるんだと思いますね。そういうところにあると思うんですが、ここの原因というのはどういうふうに感じてますか。

○佐々木榮七委員長 齋藤理喜夫商工観光課長。

○齋藤理喜夫商工観光課長 物産館自体の中での売り上げは前年度を若干下回っております。ただ、ショッピング事業等を含めるとたしか16年度よりは若干上がった数字だったかなというふうに理解をしております。それから物産館の売り上げについての商品の品ぞろえについて設備上、生ものといいましょうか、日もちのしないものを置くことが難しいというふうな状況がございます。

それからもう一つは、どうしてもこちらから外に出かける際のお土産を持っていく、あるいは帰省等で帰ってこられた方がお土産を買っていかれるというふうなことで、商品として購入される対象がある意味では絞られている可能性があるかなというふうに感じております。そんなふうな状況がありまして、外から入ってこられる方に多く利用をしていただくような体制になっていかないとなかなか難しい。外からお客様がいろんな形で入ってくるというふうな状況でないといけないというふうなことがございます。

あと品物自体につきまして、市内のお客様がご利用なさる際に特にギフト等につきましてセット商品というふうなものをつくりまして売り込みをかけておたわけなんです、そのセット商品自体というのはそれぞれのお店屋さんの品物を調整しながらセットをつくるというふうな状況がございまして、それを数を多目に確保しておくことが難しいというふうなことがございまして、予約をいただいてそろえるというふうな状況になっているというふうなことでございます。以上でございます。

○佐々木榮七委員長 11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 同じページの21節貸付金について商工観光課長に伺います。地場産業振興センターへの各種補助金というのは、この間いろいろ議論あってきているわけですが、ちょうどこの17年度からというのは、その運営の仕方といいますか、それは大きく変わった年だったと私、理解をしています。特に地場産業振興センター運営費補助金というのは、これまでは前々年度の赤字分というか、不足分を補てんをするという形で、2年後に補てんをするといいますか、そういうやり方で来ていたわけですが、17年度からは当該年度からの分をちゃんとやっていくという方向にしたんだ、そういう措置をしたんだというふうに理解しているわけです。

この102ページに地場産業振興センターへの貸付金6,600万円と歳出として計上しているわけですね。これは2年分の多分ものだというふうに思いますけれど、同時に、ちょっと戻って恐縮ですが、47ページに今度は19款の諸収入で貸付金元利収入ということで地場産業振興センター貸付金元利収入が同額計上されているわけです。このからくりというのはちょっと1回整理したいなと私、思うんで、どういうふうなことでこういうふうにしたのか、後年度はこうなりますというお話を一度整理をする意味でお聞かせをいただきたいと思います。

○佐々木榮七委員長 齋藤理喜夫商工観光課長。

○齋藤理喜夫商工観光課長 お答えいたします。

今、高橋委員の方からお話がありましたように、平成17年度から運営につくましてそれぞれの当該年度における補助をするというふうな枠組みにさせていただきました。通常であれば平成15年度の分を平成17年度にお支払いをするといいますか、補助をするというふうな形であったんですが、それぞれ単年度ごとにやるというふうなことでございます。17年度分の補助金約

3,600万円、それからその際に平成15年度に借りておりました3,000万円何がしの部分を一緒にお支払いをするというふうなことになりますと、約六千五、六百万円ぐらいの金額が必要になります。平成18年度も、今度は16年度と18年度の金額が必要になってくるというふうな状況がございまして、15年度、16年度を一たん市の方から貸し出しを行いまして、一たん借り入れ先の方に対してお支払いをするというふうな手続をとらせていただきました。17年度の末に改めて6,600万円をお借りしながら、それを平準化して後年度にその2カ年分につくまして新たに借り入れを起こしましてお支払いをさせていただくというふうな枠組みにしたものでございます。よろしいでしょうか。

○佐々木榮七委員長 11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 商工観光課長は、やっぱり大変だね。貸してもらう方の立場であったり、貸す方の立場にあたりしてるものだから、なかなか大変なんだろうと思いますけど、大体わかります。

こういう処理をしたということは、これはわかるわけですが、私この成果報告書を読んでいて、こういうふうにはやっぱり今までのやり方を変更したというふうなところはきちっと記載しておく必要があるというふうに思うんです。先ほど蒲生吉夫委員は成果報告書をもとに質問されましたけども、その手の記載というのはないんです。私、今回はこれづくり直せなんて言うつもりありませんが、17年度中に行った今までの運営費補助金のあり方がこういうふうに変えたというふうなところは、後でいいですから、文面にさせていただきたいというふうに思います。

もう一つは、決算の審査で済みませんが、18年度はまた変わりますね。今度は新たな資金返済というふうな部分では新たに踏み出す年になるわけです。そのことも、来年度の話して

恐縮ですが、成果報告書にはきちっとやっぱり記載をして、後でわかるように対応してほしいというふうに私、思ってるんですが、そこはどうでしょう。

○佐々木榮七委員長 齋藤理喜夫商工観光課長。

○齋藤理喜夫商工観光課長 改めましてこの成果報告書のあり方につきまして検討させていただきたいというふうに思います。

○佐々木榮七委員長 ほかにございませんか。

11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 106ページ、8款土木費の2項道路橋りょう費、道路橋りょう維持費について建設課長に伺います。平成17年度は、ご案内のとおり12月から大変な雪になるということで、その負担大変だったというふうに思います。そういう中でも日夜頑張っていたいただいた職員の皆さん、それから業者の皆さんには本当に感謝申し上げたいと思っています。

きのうの収入役の説明の中でも触れられておりましたが、除雪費ですね、これは大幅な増になったんだというお話、説明がありました。この項でいうと道路橋りょう維持費でばあつとばらまかっているわけですが、総額で平成17年度の除雪費というのはどれくらいかかったのか、お聞かせいただきたい。

○佐々木榮七委員長 浅野敏明建設課長。

○浅野敏明建設課長 ただいまの質問にお答えいたします。

17年度の道路除雪事業というふうなことで絞らせていただきまして、申し上げたいと思います。

まず、13節の道路除雪作業委託料でございますが、これは4,489万4,000円でございます。それから14節の道路除雪車両借り上げ1億7,368万1,000円でございます。それから除雪車両修繕費、11節になりますが、除雪機械に絡む修繕費は1,503万1,000円となります。そのほかに融雪施設、いわゆる消雪道路ですけども、維持管

理業務委託料525万2,000円がございます。そのほかに生活道路除雪事業補助金、19節であります。147万2,000円。合わせまして2億4,033万円というふうな数字となります。

○佐々木榮七委員長 11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 わかりました。これは大変な支出だったんですけども、これはわかりました。

私、平成17年度のこの降雪というのは、やっぱりいろいろ教訓を残したと思うんですね。まず思いもしなかった12月に根雪になったということと、12月中にもうどっとそれも急激に降った。その対応は本当にひどかったわけですけども、そういう教訓を生かしていかなければいけないと思いますが、こういうことは今度想定しておかないわけですね。そういうふうになった場合はどういった対応を新たに考えておられるか、お聞かせいただきたい。

○佐々木榮七委員長 浅野敏明建設課長。

○浅野敏明建設課長 お答えいたします。

昨年度は、それまで数年間12月の降雪というのは特に前半は余り見られなかったというような油断がございまして、各除雪業者が建設機械の準備、それから運転手の対応等についてまだ準備ができてなかったところも数社があったというようなことで、その部分についての除雪については大変地区の皆様にはご迷惑おかけしたというようなことがございます。

今年度につきましては、まずは11月にすべてその準備は完了していただいて、遅くとも12月の初旬から体制に入れるようなことで契約を締結したいというふうに思っております。以上です。

○佐々木榮七委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木榮七委員長 ほかに質疑もないので、質疑を終結します。

次に、9款消防費から13款予備費までの質疑

を行います。114ページから141ページまでであります。ご質疑ございませんか。

17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 135ページのところでスキー場の管理運営委託料についてお尋ねいたします。文化生涯学習課長ですね。成果報告書でいうと103ページになりますね。この市民スキー場の成果報告書の757万7,941円、利用者数1万830人となっておりますが、どこを足してもこの757万7,000円というのは私、足していった限りでもならないように思うんですけども、その数字になるためにはどこどこを足すのでしょうか。

○佐々木榮七委員長 那須宗一文化生涯学習課長。

○那須宗一文化生涯学習課長 お答えいたします。

この数字につきましては、委託料のほかに修繕費なども含めまして、それぞれ各節にある部分のうちのスキー場にかかわる分を足した数字でございますので、内訳がありますので、この表だけではちょっとできません。修繕費、使用料、そのほか、そういったものが全部含まれているというふうにご理解いただきたいというふうに思います。

○佐々木榮七委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 いや、そのとおりだと思うんですが、アンバーリフト山頂部改良工事として34万9,000円、これは別にありますね、ここの部分は。それと135ページの白山森スキー場管理運営委託料の474万8,000円何がしと、それとその下の下にスキー場リフト保守点検委託料、それと道照寺平スキー場管理運営委託料、ここの部分足していくと558万9,311円にしかないですね。だからそれ以外にどこの部分を足すとこの数字になるんでしょうかというのは、その区分けなっているこれを積算した資料があるんですか、文化生涯学習課長のところには。

○佐々木榮七委員長 那須宗一文化生涯学習課長。

○那須宗一文化生涯学習課長 このほかにでござ

いますが、白山森のスキー場の借地料もござい  
ますし、除雪機械の除雪にかかわる部分もござ  
います。あと電気保安業務等もございまして、  
そういった中身については必要でございましたら  
後ほど提出させていただきます。

○佐々木榮七委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 道照寺平の方は道路の  
のり面が壊れて使えなかったわけですが、夏場  
に草刈りやなんか多分したんだと思いますね、  
ゲレンデの整備を。そこも費用がかかっている、  
それで利用料が152万6,900円が入っているのは、  
歳入の方見ていくと。これだけ見ると本当効率  
悪いんです。だから地元の方では、いろんなさ  
さやかれているのは、余り費用対効果上がらない  
から、1カ所にすべきでないかというようなこ  
とが周りにささやかれている、危機感持ってる  
んですよ、結構。

私は、そういう意味ではないなというふうに  
思うんですけども、利用者人数が1万830人  
となっておりますけれども、利用料をいただい  
てる人の人数というのは2,939人分ですね。白  
山森運営委員会の資料を私きょう持ってきたん  
ですけども、それとシーズン券の622人分です。  
あとほかは減免利用者なんですね。するとこの  
人数の中で要するに3,000人対1万人、利用料  
払ってるのは3,000人なんですよ。それと今回  
の収入的には150何万円となっているけども、単  
純に3倍にすれば450万円ぐらいの効果を料金  
的にはやっぱり上げてるといふふうに見なきゃ  
いけないのではないかとこのように思うんです  
ね。

私は、体育施設全体そうなんですけども、も  
ともと体育館使用やなんかというのはほとんど  
減免してるんですね。利用料取ってないです。  
毎週地域の例えばバレーボールのクラブだとか、  
体育館を利用してる場所のほとんど取ってな  
い。減免対象にしてるんですね。もらっている  
のは使用料みたいなどで、都市公園の使用料

みたいな格好でなってるんですね。なかなか単純比較は難しいというようなところと、もう一つは、やっぱりプールの使用料なんかもそうなんですけども、非常に期間が本当に限定されてるんですよね。だけれども、なくてもいいというふうにはやっぱりならないだと思います。私は、逆に、こういうスキー場を費用対効果でやっぱり問題あるというふうな見方ではなくって、むしろやっぱり学校の授業できちっと使うようなことをやっていく。雪国に生まれてスキーできないなんて逆に私はほかのところに行ったときに恥ずかしくて、むしろやっぱり私、雪国でスキーができるところで生まれたんだ、こういうふうになる必要があるんでないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○佐々木榮七委員長 那須宗一文化生涯学習課長。

○那須宗一文化生涯学習課長 お答えいたします。

確かにスキー場については、12月から3月までというふうな期間の短い中で利用をされておるわけですので、必ずしも費用対効果だけで推しはかることは難しいのでないかなというふうに思います。

雪国に生まれて育っているわけですから、スキーはやっぱりできて当たり前というふうな考え方もございます。スキー場については、非常に大切な体育施設だというふうには私も考えております。ただ、現在市内には2カ所のスキー場がございまして、それぞれ運営されております。17年度については1カ所で行ったわけですが、長井市の財政状態なりスキー人口の推移を見る中で考えてまいりますと、2カ所で運営していくのが適当かどうかという部分は十分検討しなければならないというふうに思っております。ただ、どちらかに集約するにいたしましても十分これまで非常に運営に努力いただきました地元の皆さんの考え方に配慮することとともに競技団体、スキー連盟のお考えの方も十分反映した中で進めなければならないと

いうふうに現在は考えているところでございます。

○佐々木榮七委員長 16番、藤原民夫委員。

○16番 藤原民夫委員 128ページの芸術文化費についてお聞きをいたしますが、成果報告書ですと91ページに市内遺跡発掘調査事業とあって、総事業費が200万円。それでこの決算書見ますと、これに該当するものは賃金で2万9,000円、約3万円ほど、それから委託料で市内遺跡発掘調査測量の委託料、それから発掘作業委託料44万5,000円、そうすると100万くらいしかないようですが、あとの100万というのはどこにあるのでしょうか。

○佐々木榮七委員長 那須宗一文化生涯学習課長。

○那須宗一文化生涯学習課長 お答えいたします。

遺跡発掘にかかわります200万円については、国の補助事業で実施したものでございまして、その内訳については、ただいま藤原委員からありましたけれども、賃金、あと報償費、需用費と委託料、使用料などにそれぞれの部分で支出されているところでございます。

○佐々木榮七委員長 16番、藤原民夫委員。

○16番 藤原民夫委員 そうすると先ほど私が3点申し上げたほかに報償費の、これ発掘と関係ありますか。報償費は文化財保護指導者謝礼、久保ザクラ保護指導者謝礼、これしかないようです。それから需用費は、もちろんあると思うんですが、一番多い印刷製本費は、これは西根のあの施設での企画展、これに使われたのじゃないかと思うんで、その今の説明でよろしいんですか。

○佐々木榮七委員長 那須宗一文化生涯学習課長。

○那須宗一文化生涯学習課長 報償費については、記載の仕方にちょっと、保護指導者謝礼というふうにあります。その中のうちの一部として遺跡発掘の部分についての謝礼も支出させていただいております。保護指導者謝礼の中、これは一応くくりとしてこのような形で書かせてい



ただいておりますが、その中の一部等使わせていただいております。

あと需用費のうちの消耗品などについても、遺跡発掘時の消耗品などに使用しておりますので、印刷製本費だけではないというふうにご理解いただきたいというふうに思います。

○佐々木榮七委員長 16番、藤原民夫委員。

○16番 藤原民夫委員 成果報告書によりますと、この目的が開発事業と遺跡保護の調整を目的とした試掘調査なんだというふうになっておりますが、具体的にはこれは大企業から事前に埋蔵文化財の問い合わせを受けるようになったところがありますね。それでどの辺を発掘なされたんですか。

○佐々木榮七委員長 那須宗一文化生涯学習課長。

○那須宗一文化生涯学習課長 お答えいたします。

成果報告書の91ページにもございますように、開発事業と遺跡保護の調査を目的としてこの事業を行っておりますが、17年度につきましては個人宅地造成が2件、それについては南台遺跡と宮遺跡の部分でございます。

あと駐車場造成にかかわります部分については、小桜館と宮遺跡の部分の2件、公園造成にかかわります部分については小桜館の1件、あと遺跡台帳の整備については谷地寺遺跡について行ったというふうなことでございます。大手企業というふうな分については、出展にかかわる遺跡の発掘についての問い合わせなどがあるというふうなふうでございます。

○佐々木榮七委員長 ほかにございませんか。

16番、藤原民夫委員。

○16番 藤原民夫委員 次は、生涯学習推進費、125ページですが、伝統文化活性化事業費補助金20万円、この内容について。

それからこの下に貸付金として72万円、伝統文化活性化事業貸付金、この内容についてお聞きいたします。

○佐々木榮七委員長 那須宗一文化生涯学習課長。

○那須宗一文化生涯学習課長 伝統文化活性化事業補助金20万円につきましては、平成17年度については第2回長井市子ども将棋大会の開催にかかわります補助金でございます。

この大会については平成17年の11月6日に開催したものでございまして、参加者は小学生48名、中学生15名の63名でございました。

この事業にかかわります貸付金につきましては、子供将棋教室の開催にかかわりまして財団法人伝統文化活性化国民協会、理事長が平山郁夫さんでいらっしゃいますが、からの助成金で実施しておりますけれども、この助成金が入る時期が若干おくれるというようなことで、一たん貸し付けを受けまして子供将棋教室を開催したものでございます。

17年度における開催については、市内の小学校及び中学校でございまして、対象学年を小学校3年から中学校3年までといたしまして、参加人数は延べ1,415人で、計で80回開催したところでございます。

○佐々木榮七委員長 16番、藤原民夫委員。

○16番 藤原民夫委員 ちょっと財政課長にお聞きしますが、こういうふうな大会を、全国将棋大会ですか、やられるということに関して、予算でも話は出ましたけれども、事業費補助金の3倍に近い経費を市費から貸し付けるということについては何ら差し支えないというものですか。それともこの事業の精査を十分にやって、そして結果こうなったんだというようなことで、このやり方について何ら問題ないですか。

○佐々木榮七委員長 松本 弘財政課長。

○松本 弘財政課長 お答えいたします。

この事業につきましては、実行委員会を組織して、その実行委員会が実施主体となって実施しているものだというふうにお聞きしております。したがって、その実施主体が行う事業費そのものがこの20万円と72万円を合計した92万円、この金額で事業を実施するというところで

+

ありますので、長井市の補助金としては総事業費から比較すれば20万円ということですので、決して多い金額であるというふうには思いません。

それからその72万円の貸し付けの件でございますけれども、これにつきましては今、文化生涯学習課長の方から説明があったとおり、交付時期がおくれるということが前提になっておって、それ以前に支出の方が先に行わなければならないということですから、そのタイムラグを埋めるために一体長井市から貸し付けするものでございまして、この72万円については諸収入の方できちっと償還していただいているわけですから、特に問題になるようなことはないというふうに認識をしております。

○佐々木榮七委員長 16番、藤原民夫委員。

○16番 藤原民夫委員 私がお聞きするのは、主催の実行委員会というのは、それが実行すれば解散になるわけでしょう。そこに残る組織というものではないわけです。そういった組織に対して72万円もの市費の貸し付けというものは妥当なのか、何ら問題ないのか、ここなんです。

○佐々木榮七委員長 松本 弘財政課長。

○松本 弘財政課長 おっしゃるとおり実行委員会は、そのイベントを実行するために組織されるものですから、イベントが終了すれば解散するということになるだろうと思います。ただ、事業の成果としては、子供の将棋教室であれば、その子供将棋教室に通った子供さんたちが将棋の技術なり将棋に対する興味なりをお持ちになって今後自分の人生に生かされるという観点からすれば、それなりの成果があるものだというふうに認識しております。

○佐々木榮七委員長 16番、藤原民夫委員。

○16番 藤原民夫委員 もう少し私も勉強してからこの問題についてはなお検討してみたいというふうに思っておりますが、129ページについて市民文化会館長にお尋ねをいたしたいんで

すが、この社会教育施設に例えば図書館とか、あるいは生涯学習プラザとか、そういったあれがあるわけですが、いずれにしても各施設ともその予算の中に文教の杜ながいにしても古代の丘資料館にしてもそれぞれ消防設備保守点検委託料というものが入っているんですね。ところが、この文化会館については、こういった記述が見えないということは、そうした消防の設備保守点検の委託業務はないということになるんですか。その点お聞きします。

○佐々木榮七委員長 平 正行市民文化会館長。

○平 正行市民文化会館長 お答え申し上げます。

文化会館の消防設備、防災設備は、年1回実施されておりますが、財政当局の管轄で契約されております。また、同じようにばい煙の部分の検査ですか、そういった部分も一括財政課の方で契約をなされております。

○佐々木榮七委員長 16番、藤原民夫委員。

○16番 藤原民夫委員 財政課長にお聞きしますが、そうすると文化会館だけ財政課直属で、あとはそれぞれの施設に任せるという、この違いはどこにあるんですか。

○佐々木榮七委員長 松本 弘財政課長。

○松本 弘財政課長 目的別の観点から、例えば予算はそれぞれの款項目の方に計上する場合がございますけれども、契約については事務効率の観点から財政課の方で一括して業者から見積もりを徴すなどの手法を行いまして、その中での契約で対応させていただいております。

○佐々木榮七委員長 16番、藤原民夫委員。

○16番 藤原民夫委員 ちなみに市民文化会館のこの消防設備保守点検の業務委託料は幾らになるか、資料はお持ちですか。

○佐々木榮七委員長 松本 弘財政課長。

○松本 弘財政課長 今手持ちがありますけれども、ちょっとページをめくりましますので、お待ちください。

お答えします。

申しわけございませんでした。施設全体の部分でのトータル金額しか現在の資料には記載されておりませんので、個別の施設については後ほどご提示したいと思います。

○佐々木榮七委員長 16番、藤原民夫委員。

○16番 藤原民夫委員 消防主幹にお聞きをいたします。この文化会館の施設そのものは長井市内で一堂に集まる人数としては最大の施設なわけですね。そこでこうした設備に対して防災訓練の義務とか、そういったものは課せられているのですか、ないのですか。

○佐々木榮七委員長 金田寿一消防主幹。

○金田寿一消防主幹 お答え申し上げます。

特定対象物につきましては、年1回総合訓練するようになっております。これは消防法で定められております。以上でございます。

○佐々木榮七委員長 16番、藤原民夫委員。

○16番 藤原民夫委員 市民文化会館長にお聞きしますが、そうした訓練はどのような時期に、17年度はいつ行われたのですか。

○佐々木榮七委員長 平 正行市民文化会館長。

○平 正行市民文化会館長 内部で実施をいたしました。17年に関しましては2回、12月が1回と、あと春前に1回を内部で実施させていただいております。

○佐々木榮七委員長 16番、藤原民夫委員。

○16番 藤原民夫委員 内部での実施ということですが、やはりいかなる事態が発生するかわからないというふうなことでありますので、ぜひちゃんとした計画を持って、そしてあそこに入場する人も避難誘導路とか、そういったことがきちっと、一応瞬時の指示等はあるんですが、やはり事になりますとそういったものは見えにくい、あるいは大変な事態にならないという保証はないということありますから、文化会館に限らずこうした置賜生涯学習プラザでもそういった訓練はやはり集まった人にも徹底すると同時に、きちっとした形で行うべきで

はないかというふうに思うんですが、もう一回、消防主幹にご答弁をお願いしたいんですが、その辺消防としてはどのような指導を行っておられますか。

○佐々木榮七委員長 金田寿一消防主幹。

○金田寿一消防主幹 お答え申し上げます。

文化会館的なものは消防法に定める第1項の労務に該当いたします。その中でも、ちょうど管内におきましては95対象物ございます。それについて年間、1種対象物ございますので、最低1回は立入検査を行います。これは消防法第4条によって実施しております。その際に指導を当然アドバイスの的にやっておりますし、要請あれば消防本部予防課の方で立ち入りまして、またはその訓練に対して講評なり指導なりを実施してるところでございます。以上です。

○16番 藤原民夫委員 わかりました。

○佐々木榮七委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木榮七委員長 ほかに質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、認第1号の国民健康保険特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。143ページから154ページまでであります。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木榮七委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、認第1号の物品調達特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。155ページから156ページまでであります。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木榮七委員長 質疑もないので、質疑を終結します。

次に、認第1号の公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。157ページから162ページまでであります。ご質疑ござ

いませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木榮七委員長 質疑もないので、質疑を最終いたします。

次に、認第1号の老人保健医療費給付事業特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。163ページから166ページまでであります。ご質疑ございません。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木榮七委員長 質疑もないので、質疑を最終いたします。

次に、認第1号の山形鉄道運営助成事業特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。167ページから168ページまでであります。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木榮七委員長 質疑もないので、質疑を最終いたします。

次に、認第1号の農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。169ページから172ページまでであります。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木榮七委員長 質疑もないので、質疑を最終いたします。

次に、認第1号の訪問看護事業特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。173ページから174ページまでであります。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木榮七委員長 質疑もないので、質疑を最終します。

次に、認第1号の介護保険特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。175ページから183ページまでであります。ご質疑ございませんか。

11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 180ページ、居宅介護

住宅改修費1,044万1,339円、同じく次ページの181ページですが、居宅支援住宅改修費254万6,447円について福祉事務所長にお伺いをいたします。それぞれのこの改修件数と改修内容、平均的な改修補助額、これは1件20万円、限度はあるわけですが、お聞かせをいただきたいと思えます。

○佐々木榮七委員長 平 英一福祉事務所長。

○平 英一福祉事務所長 お答えいたします。

2款1項介護サービス等諸費は、いわゆる介護の段階でいいますと要介護の1から5までの方、それから支援サービス等諸費の方につきましては要支援の方というふうになっておりまして、それぞれ件数で申し上げますと要介護の方々につきましては106件、それから要支援の方につきましては24件、合計130件でございます。

この130件の内訳を申し上げますと、手すりの取り付けが96件で770万円ほど、それから便器の取りかえ、これが12件ございまして214万6,000円ほどでございます。さらに床の段差解消につきましては16件で233万円ほどでございます。それから扉の取りかえが3件ほどございまして、40万1,000円ほどです。それから床材の変更が3件ほどで39万9,000円ほど。合計130件の、1項、2項合わせまして1,298万7,786円というふうな結果になっております。

○佐々木榮七委員長 11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 やっぱり需要多いなと私、感じたところです。

この要介護あるいは要支援というふうになれば、こういう制度活用してできるわけですね。しかし、現実的には体に障害を持つ人であっても障害の程度によって該当しないというところはいっぱいあるわけですね。ほかにも例えば高齢化で、これは介護保険の該当にならない方でも何とかしたいというふうに思ってる方いらっしゃるわけです。

これは市長にちょっと私、見解お伺いしたいなと思いますが、介護保険でできるところというのは私はそれなりに救われるし、いい制度だと思います。それになかなか該当しないところには、やっぱりけどそのまま放置もできないと思うんですね。いろんなただ制度があって、それらをトータルに調べ上げて対応するというそういうことだっても進めていかないと、これからの本当に地域の高齢化している中では大変になってくるというふうに思うんです。そういう意味で福祉事務所はもちろん中核になるわけですが、関連機関との間で検討機関を設置をしていく、あるいは検討していくというお考えはないのかどうか、ここだけお聞かせをいただきたいと思います。

○佐々木榮七委員長 目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 おっしゃるとおり、それぞれに事情があって現実があるんだろうと思いますね。もしそういう方がやっぱり、議員の皆さんを通してとか、いろんな窓口においてになってとかいうようなところをご相談を受ければ、これはやっぱり相談をしっかりと受けていかなければいけないし、その中で具体的にきめ細かくサービスができるようなことがないかということも福祉事務所等も今の制度でやれることはやるように、そして将来課題としてあることは課題として受けとめて、今後やっぱり検討課題にしていかなければいけない。要望するのは要望する、国、県に要望するとか、そういうことはやらなければいけないというふうに思っております。

○佐々木榮七委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木榮七委員長 ほかに質疑もないので、質疑を終結します。

次に、認第1号の浄化槽事業特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。185ページから187ページまでであります。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木榮七委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、認第1号の用地特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。189ページから190ページまでであります。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木榮七委員長 質疑もないので、質疑を終結します。

以上で認第1号の質疑を終結します。

### 認第2号 平成17年度長井市水道事業会計決算認定についての質疑

○佐々木榮七委員長 次に、認第2号 平成17年度長井市水道事業会計決算認定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木榮七委員長 質疑もないので、質疑を終結します。

### 平成17年度長井市各会計決算認定についての表決

○佐々木榮七委員長 これより討論、表決であります。ご意見のある方は本会議においてご発言いただくこととし、この際、討論を省略し、直ちに採決いたします。

まず、認第1号 平成17年度長井市歳入歳出決算認定についての1件について採決いたします。

認第1号について認定することに賛成の委員の起立を求めます。

+

(起立多数)

○佐々木榮七委員長 起立多数であります。

よって、認第1号は、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第2号 平成17年度長井市水道事業会計決算認定についての1件について採決いたします。

認第2号について認定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○佐々木榮七委員長 起立全員であります。

よって、認第2号は、認定すべきものと決定いたしました。

## 閉 会

○佐々木榮七委員長 以上で本特別委員会に付託になりました案件の審査は全部終了いたしました。

なお、来る22日の本会議における本委員会審査報告の文案につきましては、私に一任くださるようお願いいたします。

決算特別委員会はこれをもって閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

午前11時12分 閉会